

2019年7月31日

各位

株式会社 きらぼし銀行

元行員による不祥事件に係る調査結果と再発防止策等について

弊行は、2019年6月7日に「元行員による不祥事件の発生について」を公表し、当該事件の発覚以降、頭取をプロジェクトリーダーとする「再発防止プロジェクトチーム」（以下、プロジェクトチームといいます。）を設置、弁護士や社外監査役等をメンバーに加え、その知見等を活かし、調査・検証を進めてまいりました。この結果等につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

社会的・公共的な役割を担い、信用を第一とする金融機関として、このような事件が発生しましたことについて、改めて深くお詫び申し上げます。

弊行といたしましては、法令等遵守の徹底を一層重視し、職員の教育を徹底させるとともに、全役職員の強い決意のもと再発防止に向けた対策を着実に実施することなどにより、皆さまからの信頼回復に努めてまいります。

記

1. 事件の概要（2019年6月7日時点と変更ございません）

事故者	32歳、一般行員、男性、元横浜支店
事故発生店舗	多摩支店
発覚の経緯	お客さまから申出を受けて行内で調査した結果、2019年5月29日に判明しました。
事件の内容 （現時点で判明している事実）	事故者は、2014年3月から2017年12月までの間、多摩支店と取引があるお客さま1名から複数回にわたり運用商品の購入資金として預かった現金を詐取していました。 事故者はこれらの方法で得た現金を、自身の借金返済資金等に充当していました。 これまでに判明している被害額は約8百万円、被害に遭われたお客さまは1名となります。 なお、当該お客さま以外の被害は確認されておりません。

2. 被害に遭われたお客さまへの対応

被害に遭われたお客さまに対しまして、弊行が判明している事実関係を説明のうえ、深くお詫びいたしました。

また、被害に遭われたお客さまに対しましては、弊行が被害金額の弁済を行っております。

3. 人事処分等

事故者につきましては、6月6日付で懲戒解雇処分としております。また、事故者を管理・監督すべき立場にあった職員についても行内規程に則り厳正な処分を行いました。更に今回の事態を重く受け止め、本不祥事件についての責任を明確にするため、東京きらぼしフィナンシャルグループの役員を含む16名の役員について、月額報酬の5%から30%を1か月分返上いたします。

4. 再発防止について

今般発生した不祥事件を重く受け止め、プロジェクトチームにて、事故者の関与した取引の確認や原因を調査した上で、2018年8月31日付「元行員による不祥事件に係る調査結果と再発防止策等について」にて公表した再発防止策を抜本的に見直し、より厳格な再発防止策を新たに追加いたしました。今般追加した主な再発防止策は以下のとおりです。

- (1) 類似事案の発生防止の観点から、原則すべてのお客さまに対して「当行職員の対応に不審な点があったか」等を確認するための調査を郵送により実施いたします。
- (2) 従来実施してきた部店長等の管理者によるお客さま訪問の対象範囲を見直し、牽制機能を更に強化いたします。
- (3) 渉外活動における現金の取扱いを抜本的に見直し、集金扱いの定期積金のお取扱いや個人のお客さまに対する集金業務等を原則廃止いたします。なお、集金業務等を原則廃止いたしますが、今後より一層地域の皆さまにさまざまな金融サービスをご提供できるように努めてまいります。
- (4) 部店長等による職員との個人面談等の実施を通じて、状況に応じて借入状況等を調査することで内部管理態勢を強化いたします。
- (5) 現在実施している内部通報制度に加えて、外部弁護士を介したアンケート調査の実施により深度ある調査を行い抑止力を向上させます。

以 上